

# 学習系端末及び教育用クラウドサービス利用ガイドライン

## 1 趣旨

本ガイドラインは、富山市教育ネットワーク利用要領（以下「教育ネットワーク利用要領」という。）及び富山市立小中学校教育用クラウドサービス利用要領（以下「教育用クラウドサービス利用要領」という。）とともに、小中学校等におけるICTを活用した学習活動に必要な学習系端末（以下「端末」という。）及び教育用クラウドサービスを利用するにあたって必要な事項を示したものである。

このガイドラインにおける用語の定義は、教育ネットワーク利用要領及び教育用クラウドサービス利用要領の例による。

## 2 端末及び教育用クラウドサービスを利用するにあたっての心構え

学校においては教職員が、家庭においては保護者が、現代社会の中で児童生徒が情報端末、インターネット及びそこで提供される様々なサービスを安全・適切に利用できるよう、別紙「パソコンを使う時の10の約束」等を参考に情報モラルに関する指導を適時行うものとする。

## 3 端末について

### （1）共通事項

- （ア）端末は、各学校長の責任において管理し、学習活動以外の目的で使用してはならない。（カメラ機能など通信を伴わない操作、ウェブサイトの閲覧・利用・SNSへの投稿などを含む）
- （イ）児童生徒は授業等で端末を使用する際、教職員の指示に従って使用すること。
- （ウ）端末に故障、盗難、紛失等があった場合は、速やかに児童生徒（保護者等）は教職員へ、教職員は学校長へ報告し、学校長は教育センター所長へ「ICT機器破損等に係る顛末書」を提出すること。
- （エ）前各号において当該事案の端末使用者等に重大な過失が認められる場合、教育委員会は当該使用者等に修理等に要した費用の実費相当額を上限に請求することができる。

### （2）WindowsOSの端末について

WindowsOSの端末の校外への持ち出しは禁止とする。院内学級等により一時的にWindowsOSの端末を増設する（校外へ持ち出す）必要がある場合は「パソコン借用申請書」（教育ネットワーク利用要領 様式第1号）により教育センター所長に申請し、承認を得ること。

### (3) ChromeOSの端末について

(ア) 校内においては次のことに留意すること。

- ① 端末を使用しないときは、電源キャビネットなど所定の場所に収納すること。
- ② 学校の電源キャビネットで端末を充電する場合は、19時から翌7時までの間に行うこと。

(イ) 家庭においては次のことに留意すること。

- ① 学校長が必要と認める場合は、児童生徒の家庭への端末の持ち帰りを可とする。ただし、端末管理者（担任教諭等）は端末の所在を把握すること。
- ② 持ち帰った端末は家庭内でのみ使用すること。
- ③ 持ち帰った端末は家庭内で充電すること。
- ④ 保護者は、児童生徒の端末使用状況を把握し、健全で適正な端末利用に努める。
- ⑤ 端末の使用にあたってはインターネットへの接続が必要であり、家庭でのインターネット接続にかかる通信費用は保護者負担とする。
- ⑥ 家庭の事情からインターネット環境を整備できない場合は学校へ相談すること。

## 4 教育用クラウドサービス（グーグル ワークスペース フォア エデュケーション Google Workspace for Education）について

(1) 教育用クラウドサービスの利用に際して、児童生徒1人につき1アカウントを付与する。

(2) 富山市立中学校を卒業したとき、富山市立小・中学校以外の学校へ転校・入学したときは教育用クラウドサービスに保管してある情報（アカウント）は削除する。

(3) 教育用クラウドサービスの利用にあたっては教育用クラウドサービス利用要領及び本ガイドラインの内容を理解した上で、管理者（学校長）へ同意書を提出しなければならない。なお、同意を得られない児童生徒は原則教育用クラウドサービスの利用を禁止とし、該当の児童生徒に関する個人情報等を教育用クラウドサービスに保管してはならない。

(4) 教育用クラウドサービスに保管し、利用する個人情報は下記のとおりとする。

- (ア) 児童（生徒）の氏名、在籍する学校名
- (イ) 児童（生徒）のメールアドレス（教育用クラウドサービス用に発行するもの）
- (ウ) 児童（生徒）の学習記録（課題、ワークシート、レポート、作品等）
- (エ) 児童（生徒）の学習活動の記録（動画、写真等）
- (オ) 前各号の個人情報の一覧や統計データ
- (カ) 学校が必要と認める調査・アンケートの回答、集計結果

(5) 教育用クラウドサービスの目的外利用を防ぐなどの理由から、利用者が教育用クラウドサービスを利用し作成・取得等を行った情報及びその操作等の記録を、必要な場合は最高責任者（教育長）の判断により閲覧、使用、公開することができる。

(6) パスワードは決して他人へは教えないこと。もし他人に知られた可能性がある場

合は、直ちに管理者（学校長）へ連絡すること。

- (7) パスワードを忘れた場合は、管理者（学校長）へ連絡すること。
- (8) 他人のアカウント・パスワードでログインをしないこと。
- (9) 教育委員会が指定する教育用クラウドサービス内のコンテンツ以外へのアカウントの紐づけ（データの共有）は禁止する。
- (10) 使用できるアプリケーションは教育委員会が選定する。
- (11) 学校から指示のないファイルダウンロードやソフトウェアインストールまたは、ウェブサイトやアプリケーションを使用した写真・動画の配信、SNS・掲示板等への投稿は禁止する。
- (12) 家庭で用意した端末で教育用クラウドサービスを利用する場合は下記のことを遵守すること。
  - (ア) 製品サポートが受けられるOSを搭載した端末を使用すること。
  - (イ) セキュリティ対策された端末（セキュリティ対策ソフトをインストールするなど）を使用すること。
  - (ウ) OS及びセキュリティ対策は常に最新の状態に更新すること。
- (13) メールアプリケーション（Gmail）の利用については下記のとおりとする。
  - (ア) 教職員については、教育委員会が指定する教育用クラウドサービス内でのメール送受信を許可する。
  - (イ) 児童生徒については、教育委員会が指定する教育用クラウドサービス内でのメール受信のみを許可する。
  - (ウ) Gmailの利用は下記の場合に限るものとし、それ以外の場合は既存の校務系メールを利用すること。
    - ① 教育用クラウドサービスに関する事項で、教職員間又は責任者（教育センター所長）が適当と認めた利用者と連絡が必要な場合（学習に関する資料の共有など）
    - ② アプリケーションを使用する際、教職員又は児童生徒に必要な情報を通知する場合（クラス管理アプリケーション（Classroom）への招待など）

## 5 法令遵守等

端末及び教育用クラウドサービスの利用にあたっては、本ガイドラインに従うほか、「富山市情報セキュリティポリシー」「富山市教育ネットワーク利用要領」「富山市立小中学校教育用クラウドサービス利用要領」を遵守すること。

令和3年1月12日 制定

令和3年4月1日 改定

## パソコンを使う時の10の約束

パソコンと教育用クラウドサービス（Google Workspace for Education）はみなさんの学習に役立つための道具です。便利な道具ですが、注意することもたくさんあります。次の約束を守り、「安心・安全・快適」に使いましょう。

困ったときは、先生または家の人に伝えましょう。

- 1 目的** パソコンは、学習活動に使います。
  - 2 取扱う時に気をつけること**  
もったまま走ったり、地面においたりしないで、大切に使います。
  - 3 学校で使う場合** 先生の指示をよく聞きましょう。
  - 4 家庭で使う場合** 使う時間や場所を家の人とよく話し合ひましょう。
  - 5 保管** 家庭では、家の人目の届くところに置きましょう。
  - 6 健康のために** 画面に顔を近づけすぎないようにします。ときどき目を休めましょう。
  - 7 安全な使用** パスワードは決して他人へ教えません。
  - 8 個人情報等**
    - 自分や他人の個人情報（名前や住所、電話番号、写真など）を伝えません。
    - 相手を傷つけたり、いやな思いをさせたりすることをインターネットにあげません。
  - 9 データの削除**  
中学校を卒業した時、富山市立小・中学校以外の学校へ転校・入学した時は、教育用クラウドサービス内に保存されているデータは削除されます。
  - 10 使用の制限**  
「パソコンを使う時の10の約束」が守れないときは、パソコンを使うことができなくなります。
- ※ 先生と一緒に「パソコンを使う時の10の約束」を見て、使い方を確認しましょう。